

設計者へのヒアリング調査と現地調査に基づいた納骨堂の企画・設計段階の課題

—大都市圏のビル型納骨堂の建設プロセスの実態と課題に関する研究—

RESEARCH ON THE ISSUES IN THE PLANNING AND DESIGN PROCESS OF OSSUARY BASED ON INTERVIEWS WITH ARCHITECTS AND FIELD SURVEYS AREAS

- Study on the Actual Conditions and Issues of the Construction Process of Building-Type Ossuaries in Metropolitan Areas-

辻井 麻衣子*, 木多 彩子**, 飯田 匡***

Maiko K. TSUJII, Ayako KITA and Tadasu HIDA

Building-type ossuary halls became prominent as an option to replace traditional cemeteries in the metropolitan areas in recent years. Nonetheless, “building-type ossuaries” in metropolitan areas are tall that they block the surrounding views. It lower the property values nearby that brought about conflicts and opposition from local communities. This study, thus, aims to statistically summarize and analyze the current locations and operations of “building-type ossuary” in metropolitan areas so as to reveal the issues in its planning of coexistence with the surrounding environment.

The followings have been revealed in the result. A huge number of building-type ossuaries are built since the revision of the "Law on Graveyards and Burials" in 2012. Designers all try to design temples that look well-mixed with the cityscape in despite of the difficulties due to the regulations of the Building Standard Law.

Keywords : *Building-type Ossuary, Metropolitan Areas, Construction Process*

ビル型納骨堂, 大都市圏, 建設プロセス

1. 研究の背景

2035年には団塊の世代が全員85歳以上になり、死亡者数が160万人を超えるという経験したことのない多死社会が到来する。これにより大都市圏では、地方からの流入者の墓地ニーズが拍車をかけ、墓地の用地取得が難しく墓地不足が見込まれる。こうしたなか、近年、霊園墓地に変わる選択肢として生活圏内での納骨堂の新設が増加している。納骨堂は宗教施設でありながら、一般的に建築基準法では倉庫として位置づけられ、住宅地の近くに建設される場合も散見される。また、納骨堂は寺院内の低層なものから「ビル型納骨堂」と称される高層なものまで存在する。このうち大都市圏に立地する「ビル型納骨堂」は、高層であるが故に周辺の眺望を損なったり、周辺環境のイメージの低下に繋がるなどの理由

により、建設の反対運動が頻発し軋轢を生じる場合も少なくない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、大都市圏のビル型納骨堂の立地と運営実態を整理および分析し、ビル型納骨堂が抱える課題の所存を明らかにすることである。これにより、周辺環境と共存するよりよいビル型納骨堂のありかたを探求するものである。この目的のもと本稿では、近年の納骨堂の傾向を明らかにするとともに、大都市圏におけるビル型納骨堂の企画・設計段階における課題の所存を整理する。

3. 既往研究

納骨堂に関する研究は多くない。横田ら^{文1)}は、横浜

* 西日本工業大学デザイン学部建築学科 准教授・博士(工学), 修士(美術) * Assoc. prof., Dept of Arch. Faculty of Design Department, Nishinippon Institute of Technology., Ph.D. (Eng.), M. F. A.
** 摂南大学理工学部建築学科 教授・博士(工学) ** Prof., Dept of Arch. Faculty of Science and Eng. Setsunan University, Ph.D. (Eng.)
*** 関西学院大学建築学部 准教授・博士(工学) *** Assoc. prof., School of Architecture, Kwansai Gakuin University, Ph.D. (Eng.)

市と川崎市に建てられた市営納骨堂の実態を比較し、納骨堂が墓地に代わる新しい祭祀空間として成立し得るための要件を整理している。その結果、横浜市に比べ川崎市の納骨堂は利用者が少なく、その要因として、納骨堂の建てられた墓地の沿革と取り巻く環境が影響していることを明らかにしている。加えて、納骨堂の建設においては、地域の個々の状況に細やかに対応する必要性を述べている。なお、この研究は1989年に発表された論考であり、納骨堂が市井に普及し始めた頃である。よって当初から納骨堂の普及にあたっては、地域の要望に即し周辺環境に配慮することが重要であったということがわかる。

東京都内における納骨堂の形態と求められる要件に関する研究として武田ら^{文2)}の論考がある。納骨堂は立地条件が良くても売れずに空き区画となっている場合も多く、その差は施設そのものづくり、および利用者の精神的な満足度に左右される傾向があると述べている。加えて、利用者の交流が図られる施設が人気となる傾向があることを明らかにしている。

藤波ら^{文3)}は少子高齢化が進んでいる日本社会の動向が如何に墓所の変遷に反映されているか、東京都市部における墓所の需要増加と、その対応がどのようになされているかを調査している。これにより、都市部の生活圏内に納骨堂が建設されることで、墓所と生活領域との距離が徐々に挟まり、それによって、起きるさまざまな軋轢が形成されることを述べている。

以上の既往研究から、納骨堂は年代を重ねるごとに普及し、さまざまなサービスや形態が生まれていることがわかる。しかし、納骨堂が普及する過程で起こるさまざまな問題について、探求した論考はな

い。また、ビル型納骨堂に特化した論考もない。

本研究は、ビル型納骨堂と周辺環境との関係性、およびビル型納骨堂の建設プロセスにおける課題の所存に着目しているところに独自性がある。

4. 研究方法

本稿は以下の方法により分析を行う。

A) 納骨堂数の推移として、筆者らが納骨堂の実態調査として2018年6月に行った調査データの結果^{文4)}と、2021年9月の調査データを比較および分析する。比較は東京23区内と大阪市内の納骨堂数の変化、納骨堂と階数などとする。

B) ヒアリング調査として、納骨堂を実際に設計した経験のある設計者、ビル型納骨堂を運営する宗教法人、納骨堂を持たない宗教法人を対象に行う。

C) 現地調査として、大都市圏にあるビル型納骨堂を対象に行う。

5. 近年の納骨堂数の推移と実態

納骨堂の需要に関係性があると推察される全国の改葬^{注1)}数を把握する。

表1に1997年度から2020年度(24年間、一部省略)における全国の改葬数の上位3位を示す^{注2)}。東京都は24年間を通してランクインしている。東京都に隣接する千葉県や首都圏に近い静岡県もランクインしていることが多いことがわかる。一方で、北海道や鹿児島県などの地方の地域もランクインしている。この要因のひとつとして、東京都や千葉県などの首都圏では、母集団である人口が多いことがあげられる。一方で、首都圏に比べ人口が少ない北海道や鹿児島県は、“墓じまい”や地方から身寄りのある地域や都市部の納骨堂への改葬が行われていると推察される。

図1に東京都と大阪市を対象に、1997年度から2020年度(24年間)の納骨堂の推移^{注2)}を示す。東京都は259施設(1997年度)から442施設(2020年度)で約1.70倍、大阪市は81施設から143施設で

表1. 全国の改葬数の上位3位

	1位	(件)	2位	(件)	3位	(件)
1997	千葉	6818	東京	6412	静岡	4614
1998	東京	6839	千葉	6054	北海道	5101
1999	東京	5521	千葉	5075	静岡	4291
2000	東京	5828	静岡	5810	千葉	4268
2001	東京	5397	静岡	4197	北海道	3965
2002	東京	5647	北海道	4734	静岡	3736
2003	東京	5136	静岡	5092	北海道	4811
2004	東京	5850	北海道	4412	静岡	4365
2005	福岡	11603	宮城	8904	東京	6242
2010	福岡	6317	東京	6095	鹿児島	4980
2011	鹿児島	6399	福岡	6309	東京	6049
2012	東京	6926	千葉	6301	鹿児島	5027
2013	東京	8893	千葉	5872	北海道	5130
2014	東京	7573	北海道	5497	千葉	4847
2015	東京	8624	北海道	6840	鹿児島	4812
2016	東京	7756	鹿児島	7042	北海道	6174
2017	東京	8627	北海道	7638	神奈川	5208
2018	北海道	9584	東京	8721	神奈川	6797
2019	北海道	10318	東京	10010	大阪	8133
2020	三重	10510	北海道	8977	東京	8973

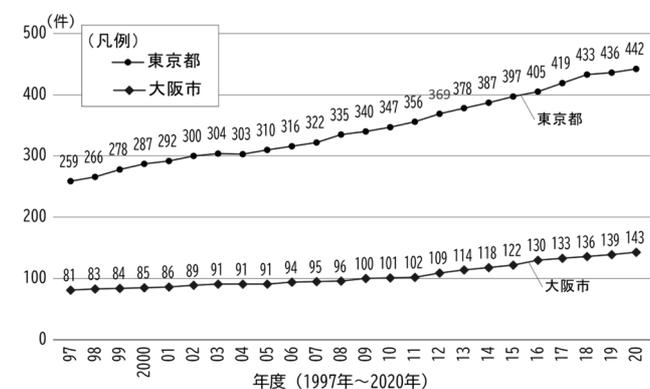


図1. 納骨堂の推移 (東京都と大阪市の場合)

表 2. 納骨堂の WEB 調査項目

施設名	住所	用途地域	敷地面積	霊園区分	駐車台数	階数	設備	年間維持費	
公共交通機関からの所要時間			バリアフリーの有無			1墓あたりの最大収骨数			
開設年(納骨堂が開設した年)			永代使用料(最大収骨数を納めた場合の料金)						
宗教・宗派	生前申し込みの可否		期間の有無(納骨できる期間)			檀家義務の有無		URL	
隣接建物(合計と集合住宅、戸建住宅、それ以外(その他)の割合を示す)							外観	内観	その他

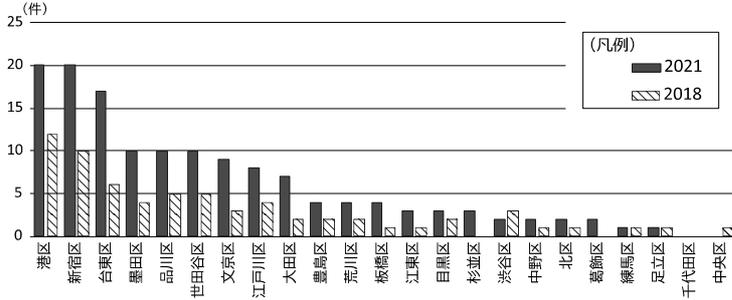


図 2. 納骨堂数の変化 (東京 23 区内)

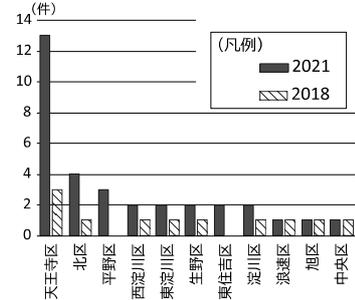


図 3. 納骨堂数の変化 (大阪市内)

約 1.76 倍の増加となっている。2010 年度から 2020 年度の増加率をみると、東京都は 1.27 倍、大阪市は 1.41 倍の増加となっている。このことから、今後、納骨堂の建設は大都市圏だけではなく地方の中核都市においても増加することが予測される。

より詳細に納骨堂の実態を調査するため、株式会社鎌倉新書が運営している Web サイト「いいお墓」^{注 3)} の掲載内容によりデータを収集する。調査内容の 23 項目を表 2 に示す。

同サイトで東京 23 区と大阪市の納骨堂を検索したところ、2021 年 9 月時点において、東京 23 区は 142 施設、大阪市は 33 施設の掲載があった。なお、2018 年 6 月時点での同サイトでの掲載数は、東京 23 区は 67 施設、大阪市は 10 施設であった。このことから、大都市圏での納骨堂のニーズは増加していることがうかがえる。

表 3 に用途制限における建築の可否を示す。納骨堂を建築する際の制限は、建築基準法上の用途として「寺院(宗教施設)」、あるいは「墓地埋葬法の許可を受けた倉庫業」もしくは「倉庫業を営まない倉庫」(以下、倉庫)に分類される。「寺院」である場合は用途地域の建築制限はなくすべての用途地域で建築可能であり、「倉庫」である場合は一定規模以内であれば一部の住居系地域でも建築可能となっている。東京都では調布市など一部の地域で、納骨堂の建築に関する条例を定めている場合もある。しかし、大阪府ではパチンコ店など嫌悪施設の建築に関する条例が存在するが、納骨堂に対しては定められていない。また、大阪市においても同様に定められていないことが調査によりわかった。

図 2 と図 3 に 2018 年から 2020 年の納骨堂数の変化を示す。いずれも 3 年で数区が急増しているが、東京 23 区では、港区、新宿区、台東区、大阪市内で

表 3. 用途制限における建築の可否

	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
寺院とする場合	○	○	○	○	○	○
倉庫とする場合	×	×	×	○ 1500㎡以下	○ 3000㎡以下	○

※“墓地埋葬法の許可を受けた倉庫業”もしくは“倉庫業を営まない倉庫”

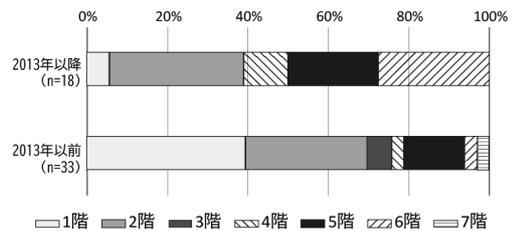


図 4. 納骨堂の階数 (墓理法改正前後)

は天王寺区で特に顕著であり、大都市圏の中でも納骨堂が立地する地域は限定されており、そのような地域では、近年、集中的に建設されたことがわかる。

大都市圏の納骨堂は、公共交通機関から徒歩 5 分圏内に立地する傾向があることが筆者らの既論にて明らかとしている^{文 4)}。そこで、ビル型納骨堂の特徴を 2018 年の調査データを用いて分析する。

図 4 に納骨堂の階数を示す^{注 4)}。2012 年に「墓地、埋葬等に関する法律」が改正され指導・監督権限がすべて市及び特別区に移譲されたことを受けて、2013 年前後で比較する。2013 年以降は 5 階以上のものが 5 割を超えて開設されていることがわかる。そこで、5 階以上のものを本研究では「ビル型納骨堂」とする。

図 5 にビル型納骨堂の立地する用途地域を納骨堂全体と比較したものを示す。これによりビル型は、東京 23 区内、大阪市内のいずれも商業系地域に位置する傾向が顕著なことがわかる。

図6に示すように、ビル型の場合は、集合住宅に接していないものが5割あり、住宅以外の建物に近接しているものが3割を超えることがわかる。

表4に永代供養料を示す。ビル型とそれ以外を比較すると最大価格は約1.3倍、最低価格は約2.1倍、平均値は約3.2倍の開きがあることがわかる。ビル型は建設費などの初期投資が大きいこともあるが、概して期待される収益性の高さが伺える。

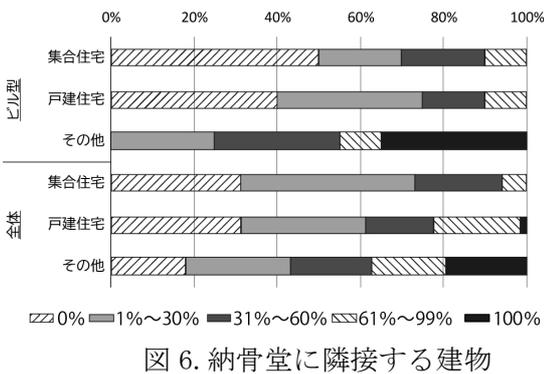
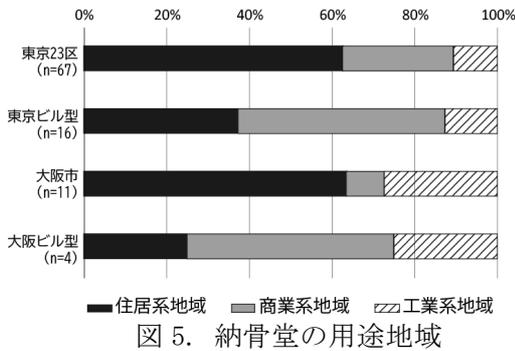


表4. 永代供養料

単位(円)	最大値	最小値	平均値
ビル型	5,300,000	150,000	1,339,412
ビル型以外	4,000,000	70,000	414,967

表5. 現地調査と納骨堂の取り組み

施設記号	所在地	地域に対する取り組み
1 A	大阪市天王寺区	柔道教室、ヨーガ練成会、アートイベント 貸劇場(一心寺シアター併設)
2 B(ビル型)	大阪市浪速区	—
3 C(ビル型)	大阪市浪速区	カルチャースクール ゆるキャラの制作、イベントに出展
4 D(ビル型)	東京都渋谷区	コンサート、坐禅と薬膳粥の会、 七夕のイベント
5 E	名古屋市名東区	カイロプロクターによる「健康体操」 終活セミナー、貸ホール
6 F(ビル型)	東京都港区	カルチャースクール、料理教室
7 G(ビル型)	東京都文京区	カルチャースクール、講演会、演芸講演

※2022年2月15日現在
新型コロナウイルス感染症のため、イベント等を開催していない恐れあり。

6. ヒアリング調査と現地調査に基づいた考察

表5に現地調査を行った7件と納骨堂が地域住民を対象に行っている取り組みを示す。7件のうち6件がカルチャースクールなど、檀家だけでなく近隣住民など誰れもが気軽に楽しめる催しが行われていることがわかった。加えて、現地調査から納骨堂には、近隣住民が気軽に来訪できるサロンや遊歩道など、地域に開かれた空間が設けられている施設が数件にみられた。また、近年では、著名な建築家に設計を依頼し、ホームページにおいて建築家とともに施設を紹介するなど、納骨堂の建物や内部空間のデザイン性に力を入れている納骨堂が増えていることがWEB調査からもわかった。

表6に実際に納骨堂の設計を手掛けた経験のある設計者を対象に行ったヒアリング調査^{注5)}の内容を示す。設計依頼を受けるまでのプロセスでは、両設計者ともに納骨堂の自動搬送機器メーカー(以下、メーカー)から設計依頼を受けていることがわかった。このうち設計者Bは、これまで手掛けた2つの事例ともにメーカーからの依頼であったと述べている。その依頼プロセスは、まずクライアントである宗教法人からメーカーへ納骨堂の建設に関する相談あり、その際にメーカーが施主の要望に適した建築家を紹介するという流れであったとしている。なお、設計者Aも同様のプロセスでの依頼が複数あったとしており、この際の仲介となるメーカーは全て同じ会社であったことが明らかとなった。

クライアントから設計者への要望では、両者ともにデザイン性についての内容があり、設計者がこれに応答する形で設計する上で最も重要視した点として、設計者Aは“寺院らしさを感じさせ地域のシンボルとなる”、設計者Bは“近隣住民と礼拝に来られる方に配慮し地域に違和感のないデザイン”と述べている。このことから、設計者はクライアントの要望を受け、周辺環境や地域住民に配慮した建物のデザインを重要視していることがわかった。

一方で、大都市圏の0市に建設されたビル納骨堂をめぐって起きている訴訟事件の事例にあるように、一見すると倉庫や事務所ビルのような、デザインに工夫を凝らしたとは言い難い納骨堂が散見されることも現地調査などから明らかとなっている。

表7に大都市圏に位置するビル型納骨堂を運営する宗教法人(以下、運営する宗教法人)と納骨堂を持たない宗教法人へ行ったヒアリング調査^{注6)}の内容を示す。ビル型納骨堂を建設した経緯について、運営する宗教法人は、本堂の老朽化や墓地用地不足、改葬の増加をあげている。運営する宗教法人は、当初、本堂のみの建て替えを検討したが、設計者よりメーカーを通じて、ビル型納骨堂に関する運営や資金調達、販売代理などを仲介する事業者を紹介され、ビル型納骨堂の建設に至

表 6. 設計者へのヒアリング調査

設計者 A	設計者 B
1. 設計依頼を受けるまでのプロセス	
クライアントである寺院から直接依頼を受ける場合や、納骨堂の自動搬送機器メーカーから依頼がくる場合がある。そこで、住職と面談し、納骨堂建設の目的や動機をヒアリングする。寺院のニーズを具現化するために、まず基本協定を締結し関係方面との折衝する代理業務を行う。各種許可・申請・資金調達・販売会社などの蓋然性がみえたところで本契約に移行する。	納骨堂の自動搬送機器メーカーがクライアントである寺院の要望に適した建築家を紹介するかたちで受注する。この自動搬送機器メーカーが資金調達や販売会社等へアプローチを掛けることで事業として成立させている。
2. クライアントからの要望	
長期間の宗教活動を安定・快適に行うための固かな建物、および信徒を増やし墓地に代わる納骨堂の機能や優れたデザインが求められる。施設全体の完成度が事業の成功に必要である。クライアントからの要望としては、既存檀家と納骨堂利用者との動線の区画に配慮することがあげられる。安全な事業収支を目指すことが重要である。	建設費用を重要視するのではなく、立地に適したデザインになるよう、また地域に開かれた納骨堂となるよう要望があった。また、本堂や礼拝室を設けるといった要望はあったが、規模や室数については、こちらから提案した。
3. 設計する上で最も重視した点	
寺院の計画では瓦葺き大屋根に代表する旧来の形式は、機能が複合的、立体的になり建築基準法の規制もあり難しいなかで、街並みに調和しながら寺院らしさを感じさせ地域のシンボルになる設計を心掛けている。納骨堂内には多くの遺骨を収蔵するので地震などの自然災害にも安全である設計も重視し、免震工法の採用もしている。	生きている人間の住まいの延長となるような納骨堂としたいと考えた。地域住民が納骨堂の存在を気持ち悪いと思わないような建築的に魅力のある、例えば美術館のような納骨堂にすると価値が出てくると考える。また、外観のデザインは、地域住民と礼拝に来られる方へ配慮し、地域に違和感のない周辺環境に配慮したデザインとなるように考えた。
3. 行政とのやり取り、申請プロセス	
建築基準法や墓地埋葬法等の申請等の手続きは、全て自社で業務を行っている。	自社では行っていない。普段、マンションを手掛けている設計事務所や自動搬送機器メーカーが行っているので、納骨堂に特化した申請プロセスについて具体的には判らない。

表 7 宗教法人へのヒアリング調査

ビル型納骨堂を運営する宗教法人	納骨堂を持たない宗教法人
1. ビル型納骨堂を建設した経緯	
本堂の老朽化、墓地用地不足のため本堂の建て替えと外墓地の購入を検討するも資金不足であった。当初は納骨堂の建設は考えていなかった。設計者に相談したところ自動搬送機器メーカーを通じて、ビル型納骨堂を建設する際の資金調達や販売会社など一式を仲介してくれる会社を紹介され建設に至った。	—
2. 納骨堂のニーズについて	
納骨堂 1 施設につき自動搬送機器で 1 万基のお骨を納めることができることから、大都市圏とくに東京ですでに飽和状態だと考える。そのような規模の納骨堂が東京都内にはたくさんある。しかし、大都市圏でも場所によってニーズはあり、今後は東京や大阪だけでなく、地方の中核都市でのニーズが高まるのではと考える。	私が勤める寺院は、地方の中核都市にあり、檀家の大都市圏への改葬はあるがそれほど多くない。大都市圏での納骨堂のニーズは今後も高くなると考えるが、地方の中核都市でのニーズはないのではないかと。今後は納骨堂の建設もさることながら、遠隔参拝など親しみのある地にあるお墓への新しいお参りの手法が考えられる。
3. 納骨堂のデザイン性について	
寺院の意匠を継承していなければ、税務署に宗教法人と認められない場合があると聞く。当方の納骨堂は寺院の本堂を併設していることから、寺院風の意匠を用いることで檀家は、「ここは寺院である」ということを認識することができる。そのため、ある程度の宗教観を継承したデザインである必要があった。また、信徒を増やし墓地に代わる納骨堂の機能が優れた高級感のあるデザインを求める。	私は建築家でもあることから両方の視点で述べると、ある程度の宗教観と高級感を持ったデザインは必要だと考える。法律で”容易に納骨堂と認められるもの”とあるが、これは現代にそぐわない法律であると考え。宗教法人は所有物で判断されるべきで、宗教施設にみえる外観などのデザインは考慮するべきではないと考える。
3. (ビル型納骨堂を建設すると想定した場合) 周辺環境や檀家とのより良い関係づくりについて	
(宗教法人として納骨堂を申請する場合求められたが) 既存檀家と納骨堂の利用者の動線と区画を分け、檀家の居場所を作る。本納骨堂では本堂が檀家の居場所となっている。また、これが設計を依頼する上で重要視した点である。もともと寺院のあった場所に本堂と納骨堂をつくったので、反対はなかった。	檀家だけでなく、近隣住民の居場所となること。法要など寺院で出来ることを納骨堂で出来るようにする。またお墓に対してしっかり責任を持つことが重要で、宗教法人や管理会社が檀家を管理できていない状況を作らないこと。

ったという。そこで、企画・設計プロセスで先行して決定したのがメーカーとの納骨堂数であったと述べている。その他にもメーカーにより、納骨堂の運営に関するさまざまな提案がなされたという。

納骨堂のニーズについて、大都市圏への改葬は、近年、増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想されることは前述した。今後の動向に関する見解として、両者とも大都市圏でのニーズは増えるとの見解を示している。地方の中核都市でのニーズについては、運営する宗教法人は“ニーズが高まるのでは”とする一方で、納骨堂を持たない宗教法人は“郊外に外墓地はたくさんあることから、ニーズはないのでは”とする意見の相違が見られた。

納骨堂のデザイン性については、両者とも“宗教観をもったデザイン”を求めていることがわかる。これについて両者とも、既存の檀家だけでなく礼拝に来られる方が“宗教法人に安心してお骨を預けられる、故人が守られている象徴的な要素”となるために必要であるとしている。また、運営する宗教法人は、納骨堂の建設は本堂の建て替えであったことから、“古くからこの地に寺院があった記憶の象徴のために、宗教観は必要”とも述べている。

宗教観を持ったデザインについては、現地調査からも、寺院風の屋根や宝珠などの宗教的な要素や、祈りの手をモチーフとした外観デザインなど、ある程度の宗教観を持ったデザインが施されているものが散見された。

周辺環境とのより良い関係づくりについては、両宗教法人とも“檀家の居場所を作る”こととし、既存檀家と納骨堂利用者との動線と利用区画に配慮することを述べている。また、運営する宗教法人は、建て替え以前からもカルチャースクールや演芸会など、近隣住民に開かれたイベントを行っており、これらを行えるような室を備えたビル型納骨堂とすることで、周辺環境とより良い関係を持てるのではとの見解を示している。

6. まとめと考察

本稿では、大都市圏におけるビル型納骨堂の企画・設計段階における課題の所存を整理するために調査を行った。以下に本研究で明らかになったことをまとめる。

調査Aより、

1) 2018年以降の3年間で大都市圏における納骨堂は急激に増加したが、立地する地域は限定される。
2) 2012年の「墓地、埋葬等に関する法律」改正以降は、ビル型納骨堂の建設が顕著である。

調査B、Cにより、

3) 納骨堂の設計者は、周辺環境に配慮し街並みに調和させながらも、寺院らしさを感じさせ地域のシ

ンボルとなるようなデザインを心掛けている。

4) 施主である宗教法人は、納骨堂のデザイン性について、宗教法人であることの象徴的な要素として、ある程度の宗教観を持った納骨堂のデザインを求めている。

5) 施主である宗教法人は、周辺環境とのより良い関係づくりについては、“檀家の居場所を作る”こととし、既存檀家と納骨堂利用者との動線と利用区画に配慮することを挙げている。

本研究により、ビル型納骨堂を周辺環境とより良い関係を築くために必要な要素として、「建物のデザイン性」、「檀家だけでなく近隣住民の居場所づくり」があることがわかった。加えて、ビル型納骨堂の建設プロセスにはメーカーや販売会社の関わりが少なくないことを推し量ることができた。これらの知見を足掛かりとして、今後は大都市圏のビル型納骨堂の建設プロセスの実態を明らかにし、課題の所存を明らかにしたい。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、(株)エア・ハイツ建築設計事務所の佐藤正己先生、無有建築工房の竹原義二先生をはじめ多くの方に研究のご協力を頂きました。深く感謝申し上げます。

本研究は科学研究費 挑戦的研究(萌芽)(課題番号20K20795)「多死社会到来に備えた大都市圏のビル型納骨堂建設プロセスの見直し」研究代表者:木多彩子によるものである。

注釈

- 注1) 改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう(墓地、埋葬等に関する法律、第二条3)
- 注2) 厚生労働省「衛生行政報告例」による。なお2010年の宮城県のデータは東日本大震災の影響により不明となっている。
- 注3) 株式会社鎌倉新書: <https://www.e-ohaka.com/company/> (2022年2月15日現在)
- 注4) 納骨堂の階数を算出する際、屋外に設置されたものなど、建物の階数として確認されないものは除外した。
- 注5) ヒアリング調査について、設計者Aは2021年8月30日、設計者Bは2021年7月26日に行った。
- 注6) ヒアリング調査について、ビル型納骨堂を運営する宗教法人は2021年8月30日、納骨堂を持たない宗教法人は2021年9月11日に行った。

参考文献

- 文1) 横田睦, 八木澤壮一, 吉村彰, 首都圏大都市における市営納骨堂について: 葬祭施設の建築計画に関する研究-その74, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 日本建築学会, (1989), pp. 377-378.
- 文2) 武田至, 積田洋, 都内にみる納骨堂の形態と求められる要件について, 日本建築学会大会学術講演梗概集, (2009), pp. 489-490.
- 文3) 藤波勇次マルコム, 小林恵吾, 渡辺仁史, 現代都市における墓所の形態変化と社会位置づけの変遷-東京都区部に立地する納骨堂の実態調査-, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 日本建築学会, (2016), pp. 1-2.
- 文4) 辻井麻衣子, 木多彩子, 川野綾美: 建築・都市計画からみた大都市で増えつつある納骨堂のあり方に関する研究, 日本建築学会北陸支部研究報告集(62), 日本建築学会, (2019), pp. 403-406.
- 文5) 木多彩子, 飯田匡, 辻井麻衣子: 大都市圏におけるビル型納骨堂の立地特性に関する基礎的研究-その1, 日本都市学会第68回大会, (2021).